

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等を応援します！

旭市中小企業等 経営支援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に深刻な影響を受けている事業者を対象に、経営の維持や継続の為に給付金を給付します。

旭市中小企業者等事業継続支援金や国の月次支援金、千葉県中小企業等事業継続支援金の給付を受けた方でも給付を受けられます。

なお、千葉県感染拡大防止対策協力金の受給対象となった方や、農業を主な事業としている方は対象外となります。

対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

- 旭市内に事業所(店舗)または住所を有する中小企業者(個人事業主を含む)で、令和3年3月31日以前から事業を営んでいる
- 令和3年4月～9月のいずれかの月の売り上げが、前年または前々年の同月と比較して、**20%以上減少**している

※社会福祉法人・医療法人・NPO法人なども対象となります

支援額

一律10万円

※1事業者につき1回限りの支給となります

必要書類

- 旭市中小企業等経営支援給付金給付申請書兼請求書(第1号様式)
- 営業許可証等の事業を営んでいることがわかる書類の写し
- 比較対象とする月の属する年の確定申告書類の控え等の写し
- 売上台帳等の売上高の減少がわかる書類の写し
- 個人事業主の方は、公的身分証明書の写し
- 振込指定口座の通帳の写し

※申請書(第1号様式)は、市HPからダウンロード、または市役所本庁舎・市商工観光課及び各出張所、商工会の窓口でも入手できます。

申請方法

原則郵送 ※感染防止のため、下記の申込先に郵送してください。

受付期間

令和3年10月1日(金)～12月28日(火) ※当日消印有効

申込先 ・ 問合せ先

〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地
旭市役所 商工観光課 商工労政班
電話：0479-62-5874



旭市

給付対象チェックシート

下記のチャートで確認してください。

旭市内に事業所（店舗）又は住所を有する中小企業者（個人事業主を含む）で、**令和3年3月31日以前から事業を営んでおり、今後も事業を継続する意欲がある。**

いいえ

はい

- これまでに「**千葉県感染拡大防止対策協力金**」の対象となっていない。
※協力金を受給していなくても、対象者となっている場合は本給付金の対象外となります。
- 全国チェーンの直営店（同一商標店舗で11店舗以上経営する事業者）ではない。
- 農水産業を主な事業としていない。
※ 農水産業者については、「旭市農水産業経営支援給付金」を参照。

いいえ

はい

以下に該当する法人ではない。

- ① 法人税法別表第1に規定する公共法人（国立大学法人、地方独立行政法人、土地改良区など）
- ② 宗教上の組織または団体
- ③ 政治団体

いいえ

はい

令和元年分または令和2年分の**確定申告**を行っている。

※ 令和3年1月から3月に開業された方を除く。

いいえ

はい

令和3年4月～9月のいずれかの月の売り上げが、前年または前々年の同月と比較して、**20%以上減少**している。

いいえ

はい

給付対象です。
必要な書類を用意し、郵送により申請してください。

給付対象者ではありません。

よくあるお問い合わせ

Q 国の月次支援金や千葉県中小企業等事業継続支援金と重複して給付を受けることはできますか。

A 給付を受けることができます。ただし、千葉県感染拡大防止対策協力金の対象となった事業者は給付対象外となります。

Q お店と農業を兼業していますが申請できますか。

A 申請できますが、事業の収入が多い方を主たる事業として申請いただきます。農業収入の方が多い場合は、「旭市農水産業経営支援給付金」を申請いただくこととなります。
なお、この給付金と重複して給付を受けることはできません。

Q この給付金は、課税対象ですか。非課税ですか。

A 本給付金は、中小企業等であれば法人税、個人事業者等であれば所得税の課税対象となるものと考えております。
詳細は、税務署等にご確認ください。



本事業は、新型コロナウイルス感染症による地域経済の影響を鑑み、旭市内に事業所（店舗）又は住所を有する中小企業者（個人事業主を含む）を対象に実施するものです。旭市以外の市町村で同様の支援を受けた場合は、ご遠慮ください。